

独立行政法人国立青少年教育振興機構公的研究費管理規則

平成27年4月1日
理事長 裁定
平成28年4月1日
改 正
令和5年11月30日
改 正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における公的研究費の管理については、関係法令等に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「公的研究費」とは、機構以外の公的機関から受入れ、管理する研究資金をいう。
- 二 「部等」とは、機構本部各部、青少年教育研究センター及び施設をいう。
- 三 「部等長」とは、前号の部等の長をいう。

(管理組織)

第3条 機構の公的研究費を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者及び部等責任者を置く。

(最高管理責任者の責務)

第4条 最高管理責任者は、機構全体の公的研究費の運営及び管理を統括し、公的研究費に関するすべてについて最終責任を負うものとし、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を防止するための基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。また、最高管理責任者は、統括管理責任者及び部等責任者が責任をもって公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深めるものとする。

4 最高管理責任者は、公的研究費の使用状況について不相当と認める場合は、統括管理責任者に対して改善を命ずるとともに、監事に報告するものとする。

- 5 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、職員の意識の向上と浸透を図るものとする。

(統括管理責任者の責務)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の公平、公正な運営及び管理を行うとともに、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究を所掌する理事をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき不正防止計画（以下「防止計画」という。）を策定・実施し、防止計画が機構内において忠実に実施されているかを確認するとともに実施状況を最高責任者に報告しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、公的研究費の使用状況について、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3—1号）（以下「会計規程」という。）第7条第2項に規定する予算責任者に報告を求め、その使用状況について常に把握していなければならない。

(部等責任者の責務)

第6条 部等責任者は、統括管理責任者を補佐し、所属する研究者等の公的研究費の運営及び管理を行うとともに、部等を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、部等長をもって充てる。部等責任者は、コンプライアンス推進責任者を兼ねるものとする。

- 2 部等責任者は、自己の管理監督又は指導する部等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 部等責任者は、コンプライアンス推進責任者として、不正防止を図るため、統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況等を管理監督しなければならない。
- 4 部等責任者は、コンプライアンス推進責任者として、部等内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員に対し、定期的に啓発活動を行わなければならない。
- 5 部等責任者は、研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているかどうかについてモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

(監事の責務)

第7条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機構全体の観点から確認し、その結果を役員会議等において定期的に報告し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、特に、統括管理世委任者又は部等責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が防止計画に反映されているか、また防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を役員会議等において定期的に報告し、意見を述べなければならない。

(防止計画の策定及び実施等)

第8条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、公的研究費を適正に運営及び管理するために、事業年度ごとに防止計画を策定し、実行しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、防止計画を策定したときは、統括管理責任者に防止計画の実施を指示しなければならない。
- 3 前項の指示を受けた統括管理責任者は、部等責任者に対して防止計画を実施させなければならない。
- 4 部等責任者は、防止計画の実施が完了したときは、統括管理責任者に報告するものとする。
- 5 部等責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因を把握又は発見した場合は、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 6 前項の報告を受けた統括管理責任者は、最高管理責任者に報告するとともに、部等責任者に対し、改善を指示しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前各号に基づき違法行為及び不正使用が行われないよう組織を統制しなければならない。

(執行状況の確認等)

第9条 部等責任者は、財務会計システム等により随時公的研究費の執行状況を確認し、部等に所属する研究者等の公的研究費の執行状況について常に把握していなければならない。著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなければならない。

- 2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、部等責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。
- 3 公的研究費を使用する場合は、執行状況を的確に把握するため、研究者からの申請により、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。
- 4 研究費の使用に当たり、関係業者が不正な取引に関与した場合は、取引停止の処分を行う。なお、処分に関する方針等については、別に定める。
- 5 発注または契約する際、研究者と取引業者との癒着を防止するため、機構からの発注を原則とする。

(相談窓口の設置)

第10条 機構における公的研究費に関わる事務処理手続き及び使用ルール等に関する機構内外からの相談に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって充てる。
 - 一 研究費の執行に関する事項については財務課

- 二 機構に所属する研究者の研究に係る事務手続きについては青少年教育研究センター
- 3 相談窓口は、問い合わせに誠意をもって対応するとともに、機構における効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努める。

(コンプライアンス教育の実施)

- 第11条 機構は公的研究費の不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催等の方法により、公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員の規範意識の向上を図るものとする。
- 2 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定するものとする。
- 3 コンプライアンス教育の内容については、定期的に点検し、見直しを図るものとする。
- 4 内部監査による結果及び指摘に対する機構としての対応策について、コンプライアンス教育や啓発活動を活用するなどにより、職員に対して周知を図り、機構全体として同様のリスクが発生しないように徹底するものとする。
- 5 公的研究費の運営・管理に関わる全ての職員は公的研究費の執行に当たり、次の各号に定める事項を誓約する文書を、別紙第1「誓約書」により提出するものとする。
- 一 機構内の規則等を遵守すること
 - 二 不正を行わないこと
 - 三 規則等に違反して、不正を行った場合は、機構や配分機関の処分および法的な責任を負担すること

(調査委員会)

- 第12条 公的研究費の不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、独立行政法人国立青少年教育振興機構における研究活動の不正への対応に関する規程（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第7-3号。以下「規程」という。）に基づき設置する不正使用に係る調査委員会において必要な調査を行うものとする。
- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用があったと認められた者については、規程第18条、及び独立行政法人国立青少年教育振興機構職員就業規則（独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-3号）に基づき懲戒処分、氏名の公表等を行うものとする。

(雑則)

- 第13条 この規則に定めるもののほか、機構が管理する公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月30日から施行する。

誓約書

独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長 殿

私は、独立行政法人国立青少年教育振興機構の公的研究費の使用・管理に関わる職員として下記事項を誓約いたします。

記

- 1.公的研究費の使用・管理にあたり機構の規則等を遵守する。
- 2.公的研究費の原資は、主に国民の税金であることを認識し、研究計画に基づき適正に執行し、不正を行わない。
- 3.規則等に反して不正を行った場合は、機構や配分機関による処分及び法的な責任を負担する。

以上

誓約日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属 _____

氏名（自著） _____